

「今後の市場のあり方」基本方針

基本姿勢

これまでの卸売市場の形態や慣例にとらわれることなく、市場の経営力強化や運営の適正化等に取り組み、環境の変化に対応できる生鮮食料品等の市場を目指す。

変化する市場環境に向け、柔軟な対応が可能な施設や体制を構築するなど、消費者ニーズや社会情勢等に応じた環境の変化に対応できる市場を目指すことを基本姿勢として掲げています。

基本方針 1 市場施設を適正規模に集約整備

○ 現敷地において市場施設を適正規模に集約整備する

喫緊の課題である施設の老朽化対策等を行うとともに、現在の市場施設を適正規模に集約して、維持管理経費を抑制します。また、大型車の出入り等 24 時間休みなく操業しているなど周辺への影響を考慮するとともに飲食店や食品店舗などの市場利用者が来やすい場所であることなどを踏まえ、現地での集約整備とします。

《検討の方向》

- ・ 将来予測を踏まえたうえで、適正な事業者数や取扱高に応じた市場規模とする
- ・ 余剰地については、市場経営力強化や税収増、雇用創出等に資する施設などの誘致を目指すことにより、市場及び市への貢献につながるような活用を図る

市場の現状等を調査・分析したうえで、事業者数、売り場面積や必要な施設、機能などを精査し、市場規模等を検討します。

集約で生じる余剰地については、市場と連携する民間施設などの導入を図り、市場収益の改善や市の税収の増加などの効果につなげます。

○ 整備費や維持管理経費の抑制を図る

老朽化対策等に係る経費の捻出が最大の課題となるため、余剰地の活用など資金調達方法を検討するとともに、整備費の抑制や維持管理などの民営化による経費削減を図り、市場関係者や市の負担を軽減し、安定して持続可能な市場を目指します。

《検討の方向》

- ・ 市場施設の整備にあたっては、余剰地を含む市場敷地の定期借地や売却を検討する
- ・ 市場及び余剰地施設の整備については、民間資本の導入を図り、市場関係者の負担軽減につなげる
- ・ 事業費については、民間資本の導入のほか、必要に応じて公営企業債や国庫補助金の活用を検討する（原則、市の一般会計の収支に影響を生じさせない）

余剰地の活用内容や活用方法のほか、市場施設の整備方法などの条件を民間事業者と調整するとともに、市場関係者や市の負担を踏まえる中で、余剰地を含む市場敷地の貸付けや売却のほか、公営企業債等の活用を検討します。

基本方針2 市場経営力の強化及び市場運営の適正化

○ 将来的にも市場経営に有効な対策を講じることにより、市場の経営力の強化を図る

市場の運営を持続するためには、取扱高の向上や市場事業者の経営改善のほか、市場機能の確保が必須であり、市場環境の変化にも対応できる多角的な経営を目指し、集荷力の向上、販路の拡大と販売力の強化などに取り組む必要があります。

《検討の方向》

- ・ 卸売市場環境の変化に応じた必要な機能の導入
- ・ 販路拡大に向けた販売手法の導入
- ・ 新たな業態の事業者等の誘致

市場に必要な加工や衛生管理、温度管理などの機能の導入や食品物流や食品加工などの新たな業態の誘致を図り、それらを市場関係者が適切に活用し、連携することで、集荷力の向上、販売力や集客力の強化などに結びつけ、また、ネット販売や共同注文、共同発送などの販売手法を構築するなど、販路拡大や効率化に取り組んでいく必要があります。

○ 市場運営の適正化を図る

関係者が一丸となって市場の活性化等に取り組むとともに施設利用率の改善を図るなど、安定した市場収入を確保し、適切な市場運営を維持する必要があります。

《検討の方向》

- ・ 取扱高の向上及び市場施設全体の利用率の改善による安定した市場収入の確保
- ・ 市場の活性化及び効率化に向けた民間活力の導入

事業者の公募など施設利用率の改善を図るとともに民間のノウハウを活かして市場の活性化等に取り組み、安定した市場収入を確保し、市場運営の適正化を図る必要があります。

以 上